



様似町「結婚新生活補助金・祝金」 Q & A

【対象世帯について】

Q 1 : 婚姻日における年齢はどのように確認しますか？

A : 「戸籍謄本」または「婚姻届受理証明書」で婚姻日と夫婦の生年月日を確認しますが、「年齢計算に関する法律」等に基づき、誕生日の前日に年齢が加算されることにご注意ください。

Q 2 : 様似町以外の市町村で婚姻届を提出しましたが、対象となりますか？

A : 様似町以外での届出であっても、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理されていれば対象となります。

Q 3 : 再婚の場合も対象となりますか？

A : 対象となります。ただし、夫婦の一方または双方がこの補助金または祝金の交付を既に受けたことがある場合（補助金は他市町村での交付も含む）は対象となりません。

Q 4 : 生活保護世帯は対象となりますか？

A : 対象となります。ただし、生活保護による生活扶助または住宅扶助等、その他の扶助を受給している場合、その部分については対象となりません。

Q 5 : 夫婦の一方または双方が日本国籍を有しない場合は、対象となりますか？

A : 対象となります。（国籍の要件はありません）

【所得要件について】

Q 6 : 所得額はどのように算出しますか？

A : 給与収入の方は、1年間の給料の総額から給与所得控除額を差し引いた金額を、自営業の方は1年間の売上金額から必要経費を差し引いた金額が所得額となります。複数の所得がある方（給与収入と一時所得など）は合算した金額となります。

Q 7 : 令和6年分（令和6年1月1日～同年12月31日）の夫婦の「所得証明書」が発行できない場合は、どうすれば良いですか？

A : 令和6年分が発行できない場合は、令和5年分の夫婦それぞれの「所得証明書」を提出してください。

Q 8 : 「所得証明書」は、所得のある人の分だけ提出すれば良いですか？

A : 夫婦それぞれの「所得証明書」の提出が必要です。

Q 9 : 貸与型奨学金の返済額や期間はどのように確認しますか？

A : 期間は令和6年1月1日から同年12月31日まで（「所得証明書」の期間と同じ）で、「返還証明書（写し）」により確認しますが、返済が確認できる通帳等の写しでも差し支えありません。

【対象経費について】

Q 1 0 : 対象とならない費用はどのようなものですか？

A : 土地購入代、住宅ローン手数料、駐車場代、清掃代、カギ交換代、各種保険料、更新手数料、光熱水費、設備購入費、引っ越しの謝礼、倉庫や車庫の工事費用、門・フェンス・植栽・融雪槽などの外構に係る工事費用、エアコンや洗濯機等の家電購入・設置に係る費用等は対象となりません。

Q 1 1 : 夫婦以外の名義で契約した住宅の取得費などは補助対象となりますか？

A : 対象となりません。契約名義と支払いが夫婦のいずれかであることが必要です。

Q 1 2 : 親族が保有する物件を、賃借または取得した場合は対象となりますか？

A : 対象となります。ただし、住宅の取得や賃借のための契約書により、内容が客観的に確認でき、かつ、これらに係る費用の支払いを夫婦いずれかが行っていることが必要となります。

Q 1 3 : 婚姻を機に夫（妻）の実家に転入しましたが、対象となりますか？

A : 引越費用があれば対象となります。

Q 1 4 : 月々の賃料に駐車場代が含まれており、切り分けができない場合、対象となりますか？

A : 原則、駐車場代は対象となりませんが、賃貸借契約に基づく支払いであり、かつ、切り分けができない場合は、駐車場代も含めて補助対象となります。なお、契約書等により駐車場代相当額が確認できる場合は、当該金額を月々の賃料から控除した金額が補助対象となります。

Q 1 5 : 家賃を口座振替で支払っていますが、領収書はどうしたら良いですか？

A : 支払いが確認できる通帳の写しでも代用が可能です。通帳ではなくアプリ等で口座を管理している場合は、支払者の氏名、金額、支払いの内容または支払先の名称、利用日が確認できるように利用明細画面を印刷したものを提出してください。

【補助金額について】

Q 1 6 : 補助金額の上限に達するまで、何度も申請できますか？

A : 1 年度 1 回限りです。

なお、令和 7 年度に交付決定を受け、その受給額が上限額に達しなかった場合は、令和 8 年度に限り交付申請できます。（対象世帯には別途ご案内する予定ですが、国の制度変更等によっては申請できない場合もあります。）この場合、令和 7 年度の補助上限額から受給額を差し引いた額が上限額となります。

【その他】

Q 1 7 : 住宅の取得やリフォームについて、他の補助制度との併用はできますか？

A : 「地域型住宅グリーン事業」など、特定の国の補助制度との併用はできません。

また、様似町の「住宅新築リフォーム等支援補助金」との併用もできませんので、該当する場合は個別にご相談ください。